

第4回 東京都児童福祉審議会専門部会
(児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み
(子供アドボケイト)の在り方に関する検討)

議事録

1 日時 令和4年9月15日(木) 18時30分～20時34分

2 場所 都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 第3回専門部会のヒアリング内容について

(2) 子供の意見聴取実施結果について

(3) 子供と社会的養護関係者の意見から考える主な論点について

(4) 国の動向と制度概要について

(5) 都の取組と専門部会における検討の方向性について

2 報告

児童相談所が関わる子供の意見表明支援に関する緊急提言について

3 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員:

磯谷部会長、藤岡副部会長、伊藤委員、内山委員、柏女委員、川瀬委員、
佐久間委員、田中委員、永野委員、能登委員、松原委員、山下委員

5 配布資料

【資料】

資料1 第3回専門部会のヒアリング内容

資料2 子供の意見聴取実施結果について

資料3 子供と社会的養護関係者の意見から考える主な論点について

資料4 国の動向と制度概要

資料5 都の取組と専門部会における検討の方向性

資料6 <委員報告>児童相談所一時保護所への訪問アドボカシー実践を踏まえた提言

資料7 児童相談所が関わる子供の意見表明支援に関する緊急提言について

資料8 専門部会開催スケジュール

【参考資料】

参考資料 1 子供の権利擁護専門相談事業

開 会

午後6時30分

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様方の御出席について御報告をさせていただきます。本日は、武藤委員より御欠席の御連絡をいただいております。また、松原委員から少々遅れて来ると御連絡をいただいているところでございます。

その他の委員の皆様につきましてはおそろいでございますので、始めさせていただきたいと思います。

また、本日も福祉保健局理事の木村が出席いたしております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に本日の会議の資料の確認をお願いいたします。

まず、資料1といたしまして「第3回専門部会のヒアリング内容」。

資料2「子供の意見聴取実施結果について」。

資料3「子供と社会的養護関係者の意見から考える主な論点について」。

資料4「国の動向と制度概要」。

資料5「都の取組と専門部会における検討の方向性」。

資料6＜委員報告＞といたしまして、川瀬委員よりいただいております「児童相談所一時保護所への訪問アドボカシー実践を踏まえた提言」。

資料7「児童相談所が関わる子供の意見表明支援に関する緊急提言について」。

資料8「専門部会開催スケジュール」。

参考資料といたしまして「子供の権利擁護専門相談事業」の概要をおつけしております。

資料に過不足等はありませんでしょうか。御確認いただきまして、資料の不足等がございましたら事務局にお声がけいただければと思います。

また、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしく願いいたします。

御発言に際しましては、マイクのスタンドにありますボタンを押してから御発言いただきますようよろしく願いいたします。

また、議事の（２）「子供の意見聴取実施結果について」につきましては、その内容に個人情報等が含まれますため、後ほど議事（２）の審議について非公開とするか、御審議をいただければと考えております。

それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第４回専門部会を開催いたします。

この後の進行は、磯谷部会長にお願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○磯谷部会長 今日にはまたお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいと思っております。

前回は、児童養護施設等退所者の実態調査結果等について事務局から説明をいただき、意見交換を行いました。また、社会的養護関係者３名の方へのヒアリングを行いました。加えて、児童相談所が関わる子供の意見表明支援に関する緊急提言について議論を行ったところでございます。

本日は、前回のヒアリング内容について振り返った後、子供の意見聴取実施結果について報告、そして意見交換を行いまして本部会において共有をしたいと思っております。

その後、資料３から５について事務局から御説明をいただき、意見表明等支援の論点整理、今後の検討の方向性について議論を深めてまいりたいと思っております。

今日のおくまでも予定の目安ですけれども、今回の議事の（１）（２）がおおむね１時間程度、その後は事務局の資料の御説明、そして我々の方向性の議論、これが残りということでおおむねの目安で進めていきたいと思っておりますので少し念頭に置いていただければと思います。それから、児童相談所が関わる子供の意見表明支援に関する緊急提言等について事務局より報告をいただきたいと思いますと思っております。

それでは、まず議事（１）の「第３回専門部会のヒアリング内容について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、御説明させていただきます。

資料１をご覧ください。「第３回専門部会のヒアリング内容について」でございます。

前回は、一時保護所の第三者委員の人見愛さん、カリヨン子ども担当弁護士の馬場望さん、子どもの手続代理人の池田清貴さんにヒアリングを行いました。

まず一時保護所の第三者委員についてですけれども、子供から多く聞かれる意見、活動の中で困難を感じる点、意見表明支援が必要だと感じる年齢・場面を中心にヒアリングを行いました。

いただきましたお話の内容でございます。

まず子供から多く聞かれる意見については、施設での生活に関することとケースワークに関することに大別されるということで、施設の生活に関することは、子供同士のトラブル、職員の態度や一時保護所のルールに関する不満、本・漫画・服・日課・食事に関する希望などが多く、ケースワークに関することは、親やきょうだいとの面会希望、児童福祉司・児童心理司との面会希望、退所時期や入所予定施設についての不安などが多く聞かれるとのことでした。

次に活動の中で困難を感じる点ですが、こちらも施設での生活に関することとケースワークに関することについて分けてお話がありました。

施設での生活に関することとしては、限られたスペースで多くの子供が生活しているため、施設の構造や定員超過が不満の原因となっている場合には、不満を聞いても解決できない。ケースワークに関することとしては、詳細を把握していないために踏み込んだ相談を受けられない、などの話がありました。

また、面談が月1回のため、時間の制約で全員と話せなかったり、最後まで聞いてあげられないことや、面談で聞き取った子供の不満等を一時保護所に報告した後のフォローができないことも困難を感じる点としてお話がありました。

続いて、意見表明支援が必要だと感じる年齢・場面については、一時保護所のルールづくりや運営に関して子供会議等の意見表明の機会や、意見表明に対する支援があるとよい。日本語が分からない子供には、通訳をつける必要がある。ケースワークについては、第三者委員は詳細を把握していないため、意見表明に関する他の支援が特に必要。小学生以上は、自分の意見を十分に述べることができる。幼児でも分かりやすく話をすれば、自分の思いを伝えることができるのではないかと、ということでした。

最後に、その他の意見として、子供に関わる大人は児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員、第三者委員、意見表明等支援員など、多くがいるため、それぞれの大人の役割を子供が理解できるように説明していくことが必要。

子供に意見を求める際は、前提となる情報を丁寧に伝えるとともに、子供の意見がどのように反映されたか、どのような理由で反映されなかったかを伝えることが大切、とのお話がありました。

次のページでございます。続いてカリヨン子ども担当弁護士のヒアリング内容です。こちらは、子供から多く聞かれる意見や活動の中で困難を感じる点の他、意見表明支援に必要なと感じる資質・専門性についても伺いました。

お話の内容として、まず子供から多く聞かれる意見については、家がつらいと訴えてもなかなか一時保護してもらえなかった。一時保護や措置などは自分のことなのに、しっかりと説明してもらえなかった。大人が必要だと考える支援をしてくれる人はたくさんいるが、子供が求める支援を聞いてくれる人はいない、などがありました。

続いて活動の中で困難を感じる点として、子供を長く支援し続けられることが強みである一方、近過ぎる関係になり、子供が言えないことが出てくるときには、第三者として新しく関わる大人のほうが話しやすいこともあるのではないかという御意見や、子供との相性や大人側の能力により、うまく支援できないときには、組織的にスーパーバイザーが助言する体制を整えたり、子供を支援する他の大人に相談をすることが有効、とのお話がありました。

また、気持ちを通じ合えないまま、子供が離れていってしまうときは、他にも支援してくれる大人がいること、自分に合う支援者を子供自身が選択できることなどを伝えている、とのことでした。

そして、意見表明支援に必要だと感じる資質・専門性については、子供が自分の意見を聞いてもらえた、受け止めてもらえたと感じられるように支援すること。子供は保護の客体ではなく権利の主体であり、子供と大人が対等な関係であるということ認識すること。子供を支援する大人同士も連携し、信頼関係の上で役割分担をすることなどが大切だ、とのことでした。

最後に子どもの手続代理人のヒアリング内容です。こちらは子供の意見表明と最善の利益の関係や意見表明支援に必要だと感じる資質・専門性などについてお話をいただきました。

まず、子供の意見表明と最善の利益の関係については、子供の言うとおりにして不幸になったらどうするのかと反論を受けることもあるけれども、子供の最善の利益は子供の意見表明の先にしかないものであり、子供の意見を受け止めて解決を図ることで子供も納得し、同じ結論でも、より豊かな最善の利益を生み出すことができるのではないか、ということでした。

次に、意見表明支援に必要だと感じる資質・専門性については、子供を説得するような関わり方をすると子供の信頼は得られない。子供と信頼関係を築くためには、子供の意見や意向を全て本音として受け止め、その時々意見に応じて支援することが大切。また、子どもの手続代理人は、研修を受講し、名簿に登録することで、一定の質を確保している、

などの話がありました。

最後に、その他として、例えば子供が一方の親を悪く言うような場合でも、今後、子供が親との関係を改善する可能性を崩さないよう、支援する大人はどちらの親に対しても対等に話をするのが大切だ、との御意見がありました。

前回のヒアリング内容のまとめは、以上でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、今、事務局から御説明いただきました内容について御意見や御質問、あるいは補充したい点などがございましたら御発言いただければと思います。

前回の振り返りは、大体大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。それでは、続きまして「子供の意見聴取実施結果について」に移りたいと思います。

冒頭、事務局から御案内がありましたとおり、本議事につきましては委員の皆様には御対応いただきました各子供の意見聴取結果について共有をして意見交換を行うため、個人情報や個別の施設等の情報について言及することがございます。

皆様も私もそうですけれども、子供と実際に会うときには、児童福祉審議会の委員以外にはお話をしない、秘密を守るという約束もしております、その前提でお話をいただいたということでもございます。そのため、この議事の一部については非公開にしたいと思っております。

具体的には、事務局から資料2によりまして意見聴取の概要をお話させていただきます。こちらは、類似の意見をまとめる、具体的なエピソードを削除するなどによって、第三者からは個人が特定できないように加工しておりますので、この報告までは公開ということにしたいと思います。

その後、非公開にさせていただきます、各委員から補足の説明や質疑、意見交換などをいたしまして、そして次の議題の(3)からまた公開という形にしたいと思いますが、そういったことでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○磯谷部会長 それでは、異議がないということでございますので、今、申し上げたとおり本議事の一部につきましては非公開とさせていただきます。

資料2の報告が終わりましたら事務局が御案内をさせていただきますので、傍聴、それからプレスの方につきましては一時御退席をお願い申し上げます。

なお、その議事が終了いたしましたら再度御入室をいただけますよう、事務局から御案内をさせていただきます。

それでは、まず、事務局から意見聴取実施結果の概要の報告をお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、御報告いたします。資料2をご覧ください。

本資料につきましては、重ねての御説明となりますけれども、類似の意見をまとめる、具体的なエピソードを削除するなどによりまして、第三者からは個人が特定できないように加工したものとなっております。

まず実施概要でございますけれども、上段の枠の中に記載のとおりでございます。一部、日程や実施方法の変更等がございましたけれども、予定していた全ての施設で意見聴取を実施することができました。委員の皆様には、御協力いただきましてどうもありがとうございました。

さて、意見聴取の中で子供から聞かれた主な意見についてですが、下段にまとめて記載しております。まず、一時保護や措置決定のときに自分の意見を言えたか、意見を聞いてほしいのはどんなときか、またはどんなことか、どんな大人に相談したいか、どんな方法で相談したいかに分けてまとめてあります。

まず1点目、「一時保護や措置決定のときに自分の意見を言えた？」の質問ですが、一時保護のときは、一時保護所に来たのが夜間だったため、眠くて希望が言える状況ではなかった。家族の意見だけで一時保護され、自分の気持ちは聞いてもらえなかった。仕方がないという気持ちだった、など、自分の気持ちを言えなかった、という声が多く聞かれました。

措置決定のときについては、児童福祉司に気持ちを聞かれて受け止めてもらえた。施設での生活のことを色々質問した、など、意見を言えた子供がいる一方で、話は聞いてもらえたけれども、聞いてくれた大人が自分には合わなくて話しづらかった。緊張して話せなかった。他に行くあてがなかったので自分がどうしたいかは考えていなかった、などの意見もありました。

次に、「意見を聞いてほしいのはどんなとき？ どんなこと？」という質問についてでございますが、怒ったとき、悲しいとき、困ったとき、つらいときなど、不安定になっているときに意見を聞いてほしい、日々の生活で嫌だと感じていることを聞いてほしいというような意見や、一時保護や措置決定のときにしっかり聞いてほしいという意見がありました。

また、自分が関係している話には自分も入れてほしい、自分で決めたいという声や、子供の意見を尊重することで子供は大人に話を聞いてもらえた、しっかり対応してもらえたという経験を重ね、安心感ができ、自分で話ができるようになると思う、というお話もありました。

そして、場面を限定せずに自分が話したいことがあるときに聞いてほしいという意見も聞かれました。

次のページになります。「どんな大人に相談したい？」という質問については、まず人柄については優しい人、周りから慕われている人、フレンドリーな人、対等に話して自主性を尊重してくれる人、秘密を守ってくれる人、などの意見がありました。

関係性については、父、母、親族など近い関係の人がよいという意見や、塾の先生など一定の距離感がある人がよいという意見がありました。

話の聞き方については、共感してくれる、否定せずに最後まで話を聞いてくれるなどの大人が話しやすいということでした。

また、この他に、話を聞いてくれない大人には他の大人から言ってほしい。職員よりも立場が上で、はっきり言ってくれる人に話したい、などの声もありました。

他に、仕草、言葉遣い、見た目も話しやすさに関係するという意見、また、性別や年齢は話しやすさに関係ないという子供と、関係あるという子供に分かれました。

最後に、「どんな方法で相談したい？」という質問については、直接話したいという意見が一番多くありました。理由としては、電話や手紙は相手がどんな人か分からない、手紙だけでは言いたいことが伝わらないという意見でした。

また、初めての人は緊張するから、直接話すよりも手紙のほうがよいが、本当は直接話せるとよい、という意見や、初めてだと直接話すのも電話も手紙も相談しづらいという意見もありました。

また、面談方法については、自分が置かれた環境が普通だと思うと誰かに相談しようとは思わないため、定期的に話を聞きに来てくれる人がいるとよいのではないか、という意見がありました。

この他、プライバシーが確保されている場所で話せるとよい、という意見もある一方で、一对一の面談ではなく複数人のグループで話すほうがよい、という意見もありました。

面会の頻度については、御覧のとおり様々な御希望、御意見がありました。タイミン

帯が大切だ、との意見もいただいております。

手紙については、話すのが苦手な子供や、初めての人に話すときによいという意見があった一方で、手紙を書くのは面倒くさい、低年齢の子供は手紙を書けない、という声もありました。

その他の意見として、手紙、電話、メール、LINEなど、色々な相談方法があるとよい、話すのが苦手な子供には、仲介役のように代わりに意見を伝えてくれる人が必要、などの声がありました。

子供の意見聴取の結果、概要につきましては以上でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それでは、これ以降は非公開とさせていただきますので、恐れ入りますけれども、傍聴、そしてプレスの方につきましては一時御退席をお願い申し上げます。

(傍聴者・プレス退室)

=====審議非公開=====

(傍聴者・プレス入室)

○磯谷部会長 傍聴者の方、それからプレスの方、大変お待たせいたしました。再開したいと思えます。

続きまして、議題（３）「子供と社会的養護関係者の意見から考える主な論点について」から、（５）の「都の取組と専門部会における検討の方向性について」を行いたいと思えます。これら３つの議事につきましては、意見表明等支援の論点整理、今後の検討の方向性の議論をする上で関連していますので、事務局から一括して説明をしていただいた上で時間を取って議論をしていきたいと思えます。

また、併せて、本件に関連して川瀬委員から児童相談所一時保護所における訪問アドボカシーの実践について御報告がございます。事務局の説明に続きまして、川瀬委員に御説明いただいた上で意見交換をしたいと思っております。

それでは、まず事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、資料３の御説明からさせていただきたいと思えます。

資料３でございますが、この間、実施してきました子供や社会的養護の関係者へのヒア

リング、その後に行われておりました意見交換等を踏まえまして議論の主な論点として5つ整理し、それぞれについて、これまでに出された主な意見を記載しているものでございます。

まず1点目でございますけれども、「意見」の定義としておりますが、意見表明等支援員等が対応する「意見」とは何かについてでございます。

これについては、「意見」と言われると、確立された考えやネガティブなことを言わなければいけないように感じる。子供の意見は言葉だけではなく、行動等でも表出されることがある。また、子供が意見を表明するためには、聞く・伝えるという支援以外に、意見を形成する支援を行うことが重要なのではないか、というようなお話がございました。

2つ目が信頼関係でございます。

これまでの議論で、子供と大人の信頼関係に関する意見、そして大人と大人の信頼関係に関する意見がそれぞれあったかと思っております。

まず、子供と大人についてでございますけれども、これは子供が相談しやすい関係をつくるために求められていること、このようなことを検討する必要があるということかと考えております。

これについては、信頼関係のない大人には話しづらい、信頼関係を構築するためには子供に応じたコミュニケーションが必要、などの意見があった一方で、一定の距離感がある人のほうが話しやすいという意見もありました。

また、性別や年齢が話しやすさに関係するかどうかは子供によるということも、本日御報告をさせていただいたとおりです。

これに関連し、相性が悪い場合など、支援がうまくいかないケースをサポートできる仕組みが必要との御意見もあり、具体的な取組の御紹介もヒアリングにおいていただいたところでございます。

また、大人と大人の信頼関係については、子供を支援する大人同士が連携していく必要があること、大人同士は中立な関係を保つことなど、連携体制や役割分担等に関する御意見がございました。

3つ目が相談方法でございます。

直接相談する、定期的に相談する、面談するなど、直接話す方法の他、手紙、電話、メール、LINEなど、様々な御意見がございました。

4つ目が子供の制度理解についてでございます。

本専門部会では、意見表明等支援員という新たな人材について検討しているわけですが、子供の周りには既に児童福祉司、児童心理司、施設等の職員、里親、第三者委員など多くの大人がおりますので、新たな仕組みの整備と併せて子供に役割や立場の違いを説明し、理解できるようにすることが必要だ、との御意見がありました。

5つ目でございますが、子供の最善の利益と意見表明等支援についてです。

子供の意見を聞くというときに、子供の言うとおりにして不幸になったらどうするのかという反論を受けることがあるが、これについては子供の最善の利益という結論ありきで説得したり、関係を調整したりするのではない。子供の意見表明等の先に最善の利益があると考え、子供の意見をしっかりと聞いていくことが必要だ、という御意見がございました。

資料3につきましては以上でございます。

続いて、資料4をご覧ください。今度は、国の動向と現時点で想定されております国の制度の概要をまとめたものになっております。

国の動向でございますけれども、昨年度、子供の権利擁護に関するワーキングチームの取りまとめを受けまして、令和4年6月に改正児童福祉法が成立したところですが、改正法の施行に向けまして令和4年度中に国が権利擁護スタートアップマニュアルですとか、意見表明等支援員の養成ガイドラインを策定するという予定になっております。

令和5年度以降、具体的な制度設計に当たりましては、新たに策定されるマニュアルですとかガイドラインといったものを基に詳細を検討していくということになりますけれども、現時点ではワーキングチームの取りまとめ、またはそれに先立つ調査研究等が国の考え方の基礎となっておりますので、その内容を基に、国が想定する制度概要を整理して下のほうにお示しをしております。

まず、意見表明等支援とは何かですけれども、専ら子供の立場から、子供との信頼関係を基礎として子供の意見を様々な方法で傾聴するとともに、子供の考えの整理を後押しし、子供が望む場合は意見表明を支援したり代弁すること、この意見形成支援と意見表明支援を合わせて意見表明等支援として考えております。

制度の方向性につきましては、2つに分類をして表にまとめております。

まず、上段の子供の権利擁護に係る環境整備ですけれども、こちらは児童相談所が行う意見聴取や入所措置、施設における処遇などについて、児童福祉審議会による調査審議、意見具申等を実施できる環境を整備すること、というもので、これは改正法上、都道府県

が義務として実施することになります。

国が想定するスキームの具体的な想定というのが下のほうに箇条書きで書いてありますけれども、申立人は子供本人の他、子供に関わる関係機関である児童福祉施設、教育委員会、医療機関等を想定。申立て内容の審議を児童福祉審議会の既存部会で行うか、新たな部会で行うかは自治体ごとの状況に応じて整理が必要。児童福祉審議会の委員は、権利擁護の専門性を担保するため、就任前に一定の研修を受けることも考えられる。申立て内容の調査を行う調査員は、部会の事務局で弁護士等を雇用する、外部団体や弁護士等に委託するなどの手法により、独立性を高めることが望ましい、などが挙げられています。

次に、下の段の意見表明等支援事業でございますけれども、こちらは子供の福祉に関し、知識または経験を有する者が意見表明等支援員として、意見聴取等により子供の意見、または意向を把握し、児童相談所、都道府県、その他関係機関との連携調整等を実施するというもので、改正法上は都道府県の努力義務となるものでございます。

国の方で想定されておりますスキームとしては、意見表明等支援員は都道府県が定める養成研修を受講すること。弁護士、福祉専門職団体、NPO、社会的養護の当事者団体などの機関への委託、または補助などにより実施すること。意見表明等支援員の活動内容としては、児童相談所の援助方針会議で子供の意見を伝える、自立支援計画策定時の子供の意見聴取に同席する、施設等を定期的に訪問し日常生活の悩みを傾聴する、児童福祉審議会への申立てにおいて子供の主張を代弁する、などが想定されるとされております。

以上が、現在示されております想定されている制度概要となっております。

続きまして、資料5をご覧ください。先ほど御説明しました論点や、国の方向性などを踏まえまして、都の現在の取組と本専門部会の検討の方向性のたたき台をまとめております。

まず上段の箇条書きのところでございますけれども、ヒアリングにおきまして、意見表明に関し、実に多様な御意見が寄せられたところでございます。また、都で既に実施している取組もございます。

こうしたことを踏まえ、既存の事業の活用と新たな仕組みの構築を併せて検討してはどうかと考えております。

そのため、本専門部会における検討の視点を新たな仕組みの構築、既存の取組の有効性を高める方策、既存の取組と新たな仕組みの役割分担の3つに分類をさせていただきました。詳細は、下の表にまとめております。

まず、上段の子供の権利擁護に係る環境整備についてでございますけれども、都の現状・課題ですが、都では現在子供の権利擁護専門相談事業を実施しておりまして、本事業では弁護士や学識経験者による専門員相談を行っております。

相談者は、児童相談所が関わる子供を含む全ての子供、親族、施設や学校などの関係者となっており、相談内容は児童福祉に関する内容に限らず、子供の権利に関する相談全般に対応しております。

児童相談所が関わる子供については、電話相談の他、子供の権利ノートのはがき、一時保護所に設置している困り事相談用紙での相談が可能です。

専門員は相談者と面接を行い、必要に応じて事実関係の調査や関係機関との調整活動を行う他、児童福祉審議会への諮問が可能というふうになっております。

ただし、課題といたしまして、これまで児童福祉審議会の諮問実績がないことや、子供本人が児童福祉審議会に申立てをする仕組みとなっていないことなどが挙げられます。

そこで、専門部会における検討の方向性といたしまして、子供の権利擁護専門相談事業の継続を基本としつつ、子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる体制を整えることについて御議論いただいたらどうかと考えております。

続きまして、下の段の意見表明等支援事業についてですけれども、まず都の現状・課題でございますが、現在、一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設では第三者委員が子供の意見聴取を実施しております。

一方、一時保護や措置の決定時に子供の意見表明等を支援する仕組みはありません。

また、国が想定する全ての意見表明等支援の場面に新たな人材を配置するという事は、担い手、受入れ体制の両面から困難な見通しであると考えております。

そこで、専門部会における検討の方向性といたしましては、新たな人材である意見表明等支援員の配置については、現在子供の意見表明を支援する仕組みがない場面を優先し、既に支援の取組がある場面においては、既存の制度の有効性を高める方策を検討していくということで御議論いただければどうかと考えております。

具体的には、措置決定の場面に意見表明等支援員を導入することとし、導入に当たっては、まず対象を限定してモデル的に開始し、効果検証を踏まえて都全域に拡大していくことを想定しております。

また、上段でお示ししました児童福祉審議会への子供本人による申立ての場面において、意見表明等支援員を活用できる体制を整備していくことも検討してはどうかと考えており

ます。

そして、施設等の日常生活の場面においては、現在活動している第三者委員が、より効果的に意見表明等支援をできるよう活動を促進していく方策を検討できるとよいのではないかと考えております。

以上、ざっと駆け足になりましたけれども、専門部会での議論のたたき台として事務局の案を御説明させていただきました。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

資料3でこれまでの当部会における議論を踏まえた論点を整理していただき、資料4で国の動向と制度概要について示していただきつつ、最後の資料5で検討の方向性について整理をしていただいたということでございます。

続いて、川瀬委員から御説明をお願いできますでしょうか。

○川瀬委員 ありがとうございます。

本日は貴重な時間を5分いただきまして、私どもの取組を少し紹介させていただきたいと思っております。

今、資料5のところでも事務局から、一時保護や措置の決定時の意見表明の仕組みというものが無いということで、私たちがやっているところを何か参考にさせていただけるところがあればと思ひまして提案をさせていただきます。

資料6の後ろに、細かいことはスライドになっているものが37ページまでありますので、そちらは時間があるときにご覧いただけたらと思ひます。

1番、私たちの取組なのですけれども、市民団体による一時保護所への訪問アドボカシーの実践ということで、2019年にカナダや、それからイギリスの先行実践を学ぶところから出発をして、そしてアドボカシーの担い手となる人材育成の講座ですね。アドボカシー講座というものを実施してまいりました。

それで、令和3年度より特別区にある児童相談所の一時保護所でフォーマルアドボカシーの実践を開始いたしました。

成果と課題だけ端的に申し上げますと、子供の視点ではやはり保護されて混乱しているときにアドボケイト、意見表明支援員と対話することによって、ほっとできたとか、あるいは自分は意見を言ってよいのだというようなことを実感できたというようなお声とか、あるいは職員と違う独立した立場で秘密を守ってくれるような存在なのだということ、あるいはアドボケイトに話をしたことによって自分のケースワークへの働きかけを実

感できたというようにお声をいただきました。

課題としましては、私たちは週に1回、2時間訪問しているのですけれども、求められている分、もっと来てほしいとか、週に2回は来てほしいとか、そのようなお声をいただくようになりました。

また、保護所は集団で生活をしている場面がとても多いもので、やはり他の人とか職員の方にばれないように、こっそり声をかけてほしいというようにお声だったりとか、あるいはお声を聞いてそれを届けた後に、保護されている期間が原則的にはやはり短いものですので、次に訪問したときにはその意見をお預かりした子供はいないというようなことがあって、その後どうなったのだろうということが課題としてあったりします。

また、支援者視点としては、私たちのような外部の市民の団体であっても、割と公的な秘匿性の高い児童相談所のシステムの改善に働きかけをさせていただいていることだとか、あるいは私たちが子供の声を聞くことを通して、そのことについては説明をしたつもりだったけれども子供には伝わっていなかったとか、もっと私たちも声を聞かなければということで、職員の方のフォーマルな立場のお声を聞くという機能が促進されているなど感じる場合がございます。

一方、仕組みとしての課題としては、私たちは声を上げやすいような環境をつくることは得意なのですけれども、では実際にもし一時保護所の中で何か起きてしまった場合、その問題の解決という点では少し弱い部分がありますので、また機関連携をしていくことだとか、あるいは財源をきちんと得ながら、だが独立性も保つという、この2つをどう両立していくかというようなことが課題です。

こうした実践を踏まえて2としまして、些細ですが、提言をさせていただきます。

まず3点ありまして、1つ目は先ほどの資料3の中にも関係するところがあったかと思うのですけれども、子供の権利の普及啓発自体をしっかり土台としてやっていく必要があると思っています。

これは、例えば学校教育の場面ですとか、あるいは動画のコンテンツなどですとか、SNSの活用といった様々な方法で、子供たちに本当に広く届くような形で権利の普及啓発を行うということが非常に重要だなと感じています。

その上で、子供の権利擁護の方針というのを関係機関にきちんと共有をして、そして色々な仕組みやツールなど立場の違いはあるのですけれども、それが独立にばらばらで存在しているのではなくて、相補的な関係でもって子供の権利を守る。子供の声を聞き、子供の

権利を守るというような全体性のある仕組みづくりが必要だと感じています。

それから、ケースアドボカシー、子供一人一人の声を聞くということと併せて、子供の声を聞いて集積をしていき、この仕組みを見直していくところに反映させるシステムアドボカシーという、これを両輪で動かしていくということが必要だと思っています。

それで、今回も様々に子供から声をお預かりしたわけですけれども、それをどのように処理をしていきながら、整理をしていきながら改善に働きかけていくかということも併せて必要な視点かと思っています。

(2) として、オーナーシップを発揮できる意見表明支援制度をというようにさせていただきました。オーナーシップというのは、子供が自分たちの持ち物として使えるような仕組みにしていく必要があると思っています。

そのために、この仕組みづくりの設計のプロセスに子供・若者の参画を推進する。田中委員がこの専門部会に入ってくださっていることだとか、この過程の中で子供のヒアリングを入れているということがここに当たるかなと思うのですが、このようなことがもっともっと当然のものとして行われていく必要があると考えています。

また、この仕組み自体も使いやすいのかどうかとか、どのようなところがよかったのか、課題はどのようなところなのかということをお子供たち、意見表明の仕組みを使った当事者からよかった点、それから課題となる点の評価を受けて、それを制度改善に結びつけていくという仕組みが必要だと思っています。

最後ですが、この意見表明の支援を担当するチームに当事者や経験者の参画がもっと推進されていくとよいと思っています。

私たちの団体では、社会的養護を経験した方がアドボケイトの養成の過程だったりとか、あるいはこのプログラムを作っていく過程でも、あるいは毎週の訪問にも当事者が一緒に関わって作っていたりします。このように、当事者参画というのがスタンダードになっていくとよいと思っています。

(3) としまして、これから東京都で実現していく意見表明支援制度に向けては、やはり関係機関への周知というところが非常に重要だと思います。(子供たちへのヒアリングにおいて)権利ノートが子供たちにとって身近なものになったというお話がありましたけれども、やはり粘り強く伝え続けていくということ、それが単にあるということではなくて、どうすれば子供たちにとって使いやすいものになるのかということで、大人と大人との信頼という話もありましたけれども、このような研修の機会だとか説明の機会というこ

とが非常に重要だと思っています。

それから、意見表明というと非常に限られているのですけれども、その前提には知る権利を保障するだとか、安心して過ごせる環境をつくるだとか、そのような中で話をしっかり聞いてもらえて、自分がこのようなことを思っているのだということを明確にしていくような意見形成のプロセスだったり、あるいは表明したものに対してフィードバックをしていって、さらに次の意見表明につなげていくというようなプロセスがきちんとサイクルで回っていくようなデザインをしていく必要があると思っています。

それから、私どもの活動は専門職の人、一部、専門的な資格をお持ちの方もいらっしゃるのですけれども、多くは研修を受けた市民で、ふだんは会社員をしていますだとか、子育て中ですという方が多く参画されています。

それで、この制度をつくっていくときに一部の自治体では、例えば弁護士資格を持っている人を雇用しますだとか、社会福祉士資格を持っている人を雇用しますというような制度のつくり方になっていると思うのですけれども、そうするとそもそもフォーマルな立場の人たちの人材はかなり不足しているという中で、なかなか新しい仕組みをつくるというのは難しいものがあるのだらうと思います。

ですので、専門職の専門的な知見をお持ちの方はそういうバックアップについて、子供たちと直接関わっているのは市民性の高い人たちということが私たちの活動なのですけれども、おそらく、子供たちの声を聞いてエンパワーメントしたいという思いの方々は東京都にたくさんいらっしゃると思いますので、そのような色々なリソースを喚起できるような仕組みづくりになっていくとよいのではないかと思います。

すみません、まだ始まったばかりの実践からなのですが、情報共有と提案をさせていただきました。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここから残された時間で議論をしていきたいと思います。今日は、あまりこのことについてというように仕切るつもりはありませんけれども、全体的なところで御意見をいただければと思いますが、どなたからでも結構でございます。いかがでしょうか。

一番のターゲットは、東京都の先ほどの資料5ですね。これが今後の方向性ということでたたき台を出していただいていますので、こういった方向でよいかどうかということで、では永野委員お願いします。

○永野委員 ありがとうございます。

制限を設けずにと磯谷部会長はおっしゃったので、少し広げ過ぎてしまったら申し訳ないのですが、だが、おそらく、今の段階でこの辺りはどうするかということを検討したほうがよいかと思ったので少し発言させていただきます。

資料5の方針というものは非常にスマートというか、行うことに沿ってどうするかということが出てきたと思うのですけれども、もう少し広く考えたときに、先ほどのお話にもあったような日頃の養育者だとか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司の方たちが子供の意見、声を聞けるかという、そのやはり土壌というのでしょうか、子供の権利を基盤としたそもそもの社会的養護とか児童相談体制の在り方を1つ上げるというか、シフトチェンジするようなことはやはり必要なかなと思いました。

それをどうするかというのはすぐに答えがなくて大変申し訳ないのですけれども、新しいツールを1つ足すんだというような感覚ではなくて、土壌を上げていくという感覚が非常に必要なのだろーと思います。その上で、やはり必要なものを新しく追加していきなり、今の例えば第三者委員などのやり方をもう少しブラッシュアップしていくということなのかなと思いました。

それから、私も国のワーキングに入っていたので、その中の議論の責任はあるのですが、例えばオンブズマンやコミッショナーのような話も出てはいたのですね。

ただ、省内ではなかなかということもあって、全部クリアな表現ではなかったのですけれども、何が言いたいかという、先ほどのヒアリングにもあったように、聞いたものをどうするかというのはやはり非常に大きな課題だと思うのです。

出てきたものをどうするか。それが申立てみたいなところにつながるようなものでなくても、例えばこうしてほしいというような、少し微妙なラインが含まれているものというところをどうするか。聞く一方で終わってしまうと、結局子供たちの今の声にあるように、言ったけれども変わらないねということになるわけですね。

その聞いたものをどうするかということも、川瀬委員の発表のとおりシステムを考えなければいけないかなと思いました。

すみません、2点かと思えます。以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、山下委員お願いします。

○山下委員 資料5の東京都が今、考えていらっしゃる、今も施設の第三者委員などあるけ

れども、一時保護や措置という非常に重要なところで意見表明の仕組みがないので、そこをつくろうという方向性について、私は非常に賛成です。實際上、豊島区の子供権利擁護委員として、子供が、例えば一時保護されるか、自宅にとどまるかで悩んでいるときに、情報をきちんと提供して本人が決めることを支援する。決めたらそれを一緒に児童相談所に言っていくだとか、そういう一時保護する、しないの局面であったりですとか、一時保護された後、では家に帰るのか、施設に行くのか、里親のところに行くのか。

そのような人生の重大なところが、今、施設での暮らしの不满については第三者委員とかはあるのだけれども、ここにはないところを補おうという方向性に私は非常に賛成です。現状でも一応28条審判、施設の入所措置に親が同意しないので裁判所に申し立てを行うというときに、子供が審判に当事者として加わってそこに手続代理人で加わっています。

この前、池田弁護士が主に離婚のことで手続代理人の話をされていましたがけれども、28条審判でも子供にそうやって手続代理人をつけて対応したケースも実際上あると聞いていますし、それが28条ではない、もっと別の多くのケースでの措置の場面であったり、一時保護の場面であったり、というところで子供を支える仕組みをつくっていくというのは非常に必要なことだなと思いました。

もう一つが、ずっと前に都がつくってくださった資料で、意見表明の場面というのは色々ありますと、先ほどの、家でとどまるのか、一時保護されるのか、その後の措置はどうなるのか、施設での暮らし、その後自立支援のところと、色々な場面ですべて支援員が関わられる場面があるのではないかというような話がありました。

今、既にある仕組み、第三者委員などは、結構ピンポイントのかかわりです。その施設の中での暮らしの不满でというところで、もし例えば一時保護や施設入所の際に意見表明を支えるという人がいたとして、その後、入所したら、今度は入所の不满はその支援員がいてというように、ぶつぶつ切れてしまっています。それだけではなく、一貫してその子をずっと長年伴走するような方がいるとよいな、そういう仕組みがあるとよいなと思います。例えば今回のヒアリングの結果でも、第三者委員の方が非常に話しやすいという方がいましたが、そうすると、その方がその施設の暮らしのことだけではなくて、ひょっとしたらその子の自立のこととか、あるいは場合によっては家庭復帰してまだ児童相談所が指導しているときとかに相談したいとき、施設のことだけではなくその子が信頼できる方が広い意味でのそのような意見表明の支援員のような形でずっといられる。

やはり子供と大人との相性もあったりするので、子供がこの大人は私の意見表明を支え

てくれるなど思ったときに、局面を限らずにずっと支援をその人が続けられるような、そのような柔軟な仕組みがあるとよいと思います。

私はいつもケース会議に出るときに、子供の意見を一番聞いている大人はどなたですかという質問を必ずするのも、そういう視点からです。

しかし、子供が関係機関と連携を取れない大人を選んで、逆に子供の福祉に反するような局面があったりもするので、誰でも彼でも支援員というのではなく、一定の質だとか、その辺りは担保しなければいけないとは思いつつも、ずっと長く子供が信頼できる大人が関わり続けられるような仕組みがあると、なおよいと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

今まさにとても重要なところで、第三者委員を例えば子供が非常に信頼しているという場合に、先ほど事務局が示していただいたのは、日常生活の場面だと第三者委員で意見表明支援をやっていきましょう。それ以外のところはまた別の形でと、何かきれいに分けられているようにも見えるのだけれども、しかし、必ずしもそれがよいのかどうか。

むしろ第三者委員の方が、その子供から例えばよく話が聞けるのであれば、その方が他の場面でも色々役割を果たせるとか、そういったところが必要ではないかというお考えですか。

○山下委員 そうですね。逆に、例えば最初の重要な一時保護だとか措置の局面で自分の意見表明を支えてくれたという大人が、その後、施設の中で何か生活に不満があった場合に、おそらく施設の第三者委員も色々レベルがあって、先日伺ったお話の中では、第三者委員に話してもなあ、という話もありましたが、そういった場合に、「以前に私の意見表明を支えてくれたこの方にこのことも相談したい」とか、そのような柔軟な、局面を限らずに、子供が意見表明を支えてくれるという信頼関係が築けている人との関係が続けられると、より権利保障に資するかなということを感じます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

では、内山委員お願いします。

○内山委員 1回目のときにもお話ししたのですが、ここの議論の範疇から外れるかなという部分はあるかと思うのですが、今、少子社会対策部が行っているわけですね。

それで、私は障害児入所の関係での出席なので、その立場となると、障害者施策推進部

になってしまうのですね。ですから、ここでの議論ではないのですけれども、この少子社会対策部と障害者施策推進部のところでの情報の共有を願えればと思うのですけれども、ここでは今、措置入所の話なのですが、障害児の場合は利用契約なわけですね。契約で入所する子供というのは、子供を家で見るできない、養育できないというような保護者が、このような状況だということを児童相談所に相談に行って、そのときに児童相談所で、あなたの家の場合は契約ですねということになって、そのような判断をされて結果的には契約での入所に至ってくるわけです。

ただ、相談に行って、契約で入所になりますと言われた時点で、保護者というのは、自分の子供を家で見るのか、あるいは手放すのかということの選択を迫られるわけです。契約なので、自分の手で手放すのか、無理をしてでも家で見るのかということに実際迫られているわけです。そのようなときに、当事者である子供は、施設に入所することについて児童相談所から自分の意見を聞かれることはないわけです。

ですから、本来、この子供の意見を聞いてもらいたいなと1回目のときにもお話ししたのですけれども、そのときに、では子供が嫌だと意見表明をしたとしたら、そのことを保護者に児童相談所が伝えなければいけないと思うのですね。そうしたときに親が、いや、これ以上家で見続けたら家庭が崩壊してしまうと言うかもしれない。

ただ、現実的には今このような保護者が家で見るできないケースというのは、親の責任で契約というようになっているわけです。これはどうなのかと、個人的には非常に疑問を感じているところなのですけれども、今回のこの専門部会というのは、児童相談所が関わる子供の、とされているので、契約で入所する子供も受給者証の発行は児童相談所が行っているので、措置入所の児童だけではなくて契約で入所している児童についても、本来この意見表明等支援員の導入というものを検討いただきたい。

これはここでの議論ではないので障害者施策推進部と共有してほしいなということになるのですけれども、それとはまた少し外れてしまうのですが、先ほども児童相談所の児童福祉司の方のお話がありましたが、保護者からそのような入所の相談があったケースは、当該児童の意見聴取というのを必ず行うという手順の導入については、できれば別途、児童相談所で検討していただきたいと思っています。これは、ここでの議論ではないという内容になります。

もう一つ、今の意見表明等支援事業の方向性の2つ目のポツのところ、この導入について「まずは対象を限定してモデル的に開始し」とあるのですけれども、現実的にはこの

ようなことなのかとは思いますが、子供も固有名詞を持った一人の人で、それぞれ抱えている問題は固有のものになるので、それぞれ比較することというのができないので、どれが重い、軽いというのではないと思うのですね。

けれども、ここで対象を限定してモデル的ということは、対象を限定してという時点で関わる大人によって選別が行われるということにおそらくなると思うので、そのことの意味というのは考えておかないといけないのではないかと少しこれを見ていて思ったところです。

以上です。

○磯谷部会長 まず、最初の障害児のときの契約の場合に、今回の意見を聞くということが対象になるのかどうかという点について、事務局サイドとしてはどのようなお考えかわかりますか。

○鹿内障害児・療育担当課長 障害者施策推進部の鹿内と申します。

内山委員がおっしゃられたように、実際には契約でお入りになる方については、形は契約なのですが、実際には措置と同じような形でお入りになっている方が非常に多いと思っております。子供からお話を聞くようなことは行われていないですし、保護者の御意向で入っているというのが現実だと思っております。

ただ、内山委員がおっしゃるように、意見がきちんと言える子供については、本来であれば子供からきちんと話を聞くべきかなと考えております。今の段階では、そのような仕組みはない状況です。

○磯谷部会長 今後これで新しい仕組みを少しつくっていくという中で、今の問題はカバーされるのか、あるいはどうされるのか。もちろん、現時点でのお考えでよいですけども。

○鹿内障害児・療育担当課長 大変勉強させていただいているので、それは持ち帰って改めて考えていきたいと思えます。

○磯谷部会長 よろしいですか。

他はいかがでしょうか。

では、能登委員お願いします。

○能登委員 措置に当たって、子供の意見を聞くということは私も大切なことだと思うのですが、やはり状況でどうしても措置しなくてはいけないということもあるわけで、その辺りのところの子供への話とか、説得と言ったらいけないのかしらと思うのですが、やはりどうしても入所をしなくてはいけないとか、里親宅に行かなければいけないという

ことを話さなくてはいけないとき、ではここをどのようにしていくのかということがあまり理解できないところがあるので、御説明いただけたらと思います。

○磯谷部会長 今のところは、要するに子供の意見がどうであっても、これはもう措置は仕方がないよというような場面で、どのようにその意見聴取というのを行うかということですけれども、これはむしろ委員の皆様から何か御意見なりありませんでしょうか。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 ありがとうございます。

アメリカの仕組みなどを見ていると、私は資料5の「意見表明等支援事業」のところで、措置決定のときに、と書いてあるのですけれども、支援者だけに限らずやはり子供がその会議に参加する、ミーティングに参加するということがアメリカなどでは行われているわけですね。ワシントン州では、決定する前に、措置に保護される前に12歳以上の子供が同席して、父、母や、ソーシャルワーカーだとか、里親だとかも同席して合同ミーティングのようなものが行われる仕組みがあります。

そんな中で、例えば家に帰りたいと子供、若者が言ったとしても帰せないこともあるわけですね。そのときには、それを正直に言うわけです。このような懸念があって帰れないかなと思う、と。そのことがやはりオープンに話し合われることが非常に大事で、自分の人生に何が起きているのか分からないと先ほどヒアリングにもありましたけれども、自分の人生に何が起きているかをきちんと話し合うことができ、自分の気持ちもそこで表明することができる。最善の利益の関係でそれが全部思いどおりにいかないこともありますよね。しかし、その場がきちんとあるということが非常に大事なのではないかなと思います。

ですから、帰りたい気持ちは分かるよ、というところから始まる。でも、今お父さん、お母さんの状況がこうなっていてね、ということ話す。

合っていますかね。そういうことをワシントン州などではかなり法的に必ずやらなければいけない。保護の前にやらなければいけない。緊急保護の場合でも、保護の72時間後以内に必ずやらなければいけないと決まっている。そのようなことがあるのが非常に大事かなと私は思っています。

すみません、うまく説明できているとよいのですけれども。

○磯谷部会長 オープンな形で子供が参加した中で、そこはやはり言っていかなければいけない、明らかにしていかなければいけないということだったと思います。

他に何かございますか。

では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員 永野委員が言ってくださったこととほぼ重なるのですけれども、イギリスなどの調査によると、その結果よりもやはりプロセスが重要であるということが言われていて、つまり、子供が自分が思っていることをある意味、諦めさせられる経験にしまうのか、それとも本来その子供が持っている希望というものをきちんと知った大人が継続的に支援に関わっていくのかで全然、質が違ってくると思うのですよね。

子供によっては、結果が伴わなければ意味ないではないかという声もちろんあるのですけれども、しかし、その子供の思いというものがやはりきちんとテーブルに上がって、そしてそれがきちんと共有された上でその子のケースが進んでいくということがやはり大前提となるべきだと思っているのです。

その上で、では、なぜそれが今あなたにとって必要なのか、大人はどう考えているのかということ、子供の特性だったり年齢に合わせてきちんと誠実に説明し続けるということが、やはり子供の思いというものを尊重するということの基本的なスタンスだと思いますので、必ずしも言ったことを聞かなければいけないとか、あるいは聞いたことに答えられないから躊躇するというスタンスではないのではないのかなと思ったり、理解をしていたりするつもりです。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

この辺りは、児童相談所は現実に児童相談所の中でどのように直面をしているかなどという話がありますか。きっと現場ではなかなか時間が取れないのがつらいところだとは思いますが、しかしながら、やはり子供とじっくり時間をかけてやり取りをして。

では、西尾子供・子育て施策推進担当部長お願いします。

○西尾子供・子育て施策推進担当部長 児童相談所の現場の実態というところなのですけれども、今、子供の意思とは違う方向の場合にどうするかというところで、実際問題として児童福祉司が説得するという場面が本当に多いと思います。

それで、今までの議論を聞いていて改めて思ったのですけれども、やはりこれはかなり時間的なものをしっかり取って丁寧に説明していくということが必要だと改めて思いました。

今、児童相談所は非常に件数がかさむ中で、児童福祉司のケースがかさむ。その中で

れだけ時間を取って、色々子供の意見をじっくり聞くということができているかというところは、やはり振り返るべき点だと思っています。

それで、もし子供の意見を代弁する方が児童福祉司にフィードバックして、児童福祉司が、このような点が聞き足りなかったのかと、それでまた、それをもって児童福祉司が子供にさらにこのようなことが必要なのだよということをフィードバックする。このような循環が必要なのかなと今、私の感想なのですけれども、改めて思っています。

少し思い切って言ってしまうと、児童福祉司がなかなか今コミュニケーションが足りていないところを意見表明等支援員の方に補完していただく。これは、かみ合わせがうまくいけば非常によい形になるのかなと思います。

ただ、少し感想めいた話で恐縮ですけれども、導入までにはなかなか色々な課題があるのかなと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、永野委員。

○永野委員 今のお話を聞いて、やはりケース数を下げることだとか、そもそものお話で申し訳ないのですけれども、そのようなことを考えないで行うということはやはり難しいということだと思うのですね。先ほどの基盤を上げなければいけないということはそのようなことが言いたかったのですけれども、本当にそうだと思います。

それで、これは何のためかということと子供のためなので、それが非常に大事ということも改めて思ったということと、もう一点はイメージの中で、子供に説明して説得するというイメージがあると思うのですけれども、そこはスタートが少し違って、おそらく子供の意見を聞くことでどうすればよいかを一緒に考えるという話なのですよね。

ですから、今のソーシャルワークは大体そのようにシフトチェンジしてきていますけれども、専門職が考えたことに納得してもらおうということがメインというよりは、本人主体、家族主体、子供主体で、どのようなプランが一番よいかを一緒に考える。

それは意見を聞かないとどうしても考えられないので、子供の意見が出てきたら保護者の意見が少し変わってくることもあったりするかもしれないし、親族の方が同席していれば、そうしたら自分たちが半年子供をみるとか、1週間に1回行くとか、何か少し違うプランが出てくるわけですね。

そのようなものが合同のミーティングのやはり大事なところで、FGC、ファミリー・

グループ・カンファレンスでしばらく前までは結構熱心にやられていたところもあるのではないのでしょうか。今は形が大分変わってきていると聞いていますけれども、そのようなものもやはり流れの中身はあるのではないかなと私は思っているということで、補足でした。

○磯谷部会長 川瀬委員、どうぞ。

○川瀬委員 ありがとうございます。

今のお話を聞いてなのですけれども、私たちも一時保護所で活動をしていると、子供がケースの状況をあまり理解していなかった。それで、ケースワーカーは、それは説明したのだけれどもなとか、あるいはアドボケイトを介して表明された意見がケースワーカーに届いて初めて、その子はそのような願いを持っていたのだということに気づくというようなことですか、ケースワーカーに環流していくような流れみたいなものもいくつか観察できるようになってきているのですね。

それで、意見表明等支援員というものを独立した立場で新たにつくるとなると、何か既存の仕組みに対して脅威になるような、より手数が増えるのではないかとか、何かきちんとやっていないということを糾弾されてしまうのではないかという恐れみたいなものがあるのではないかと思うのですね。

そこをいかに溶かして行って、実はその声がきちんとした形で見えてくるということは、専門職の方々にとっても何をすべきなのかということをもより焦点化する上でとても有益なのだと、そのような意味では権利を守るということは何のために守るのかということの認識をそろえるというか、そのようなことが大事なのではないかなと思ったりしています。

つまり、誰かだけが得するとか、誰かだけの権利を守るということではなくて、子供がきちんと思いを発信、開示することによって、職員の方も何を行うべきなのかということがより分かっていって関係性が促進されるみたいなこととか、そのように双方向的な関係性を築けるような仕組みにしていくとよいのではないかと思います。

以上です。

○磯谷部会長 松原委員、お願いします。

○松原委員 1つ、意見を述べる前に確認なのですけれども、資料5で表現として「支援員の配置」という言葉を使っているんですけど、その下のほうでは「支援員を導入」という言葉を使っていますが、都としてはどのような組織でどこにこの権限を渡していこうという提案でこの資料5をつくられているのですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 御質問ありがとうございます。

まず、1点目で配置としておりますのは、国が想定する全てのシーンに対応しようとすると、施設等にも定期的に訪問しないといけないということがありますので、何か1か所にその支援員の方がいればよいのか、もしくは施設ごとに定期的に対応できるように人を置いておかなければいけないのかというところがあまり明確にできないといえますか、もう少しより多くの人が必要なのだろうと考えておまして、配置という言い方をさせていただいております。

それで、私どものほうでまずモデル的に開始したらどうかというものにつきましては、そのような施設などに個別に1か所、1か所にそれぞれの方がいらっしゃるということではなくて、どのような方がその人材としてふさわしいのかというのはこれから議論していただくことだとは思うのですけれども、弁護士ならば弁護士、社会福祉士ならば社会福祉士、当事者団体であれば当事者団体といった、担うのが適切だ、担い得るという方々がいらっしゃる団体に委託などをして、まずは導入していくということが最初の導入としては現実的かなと考えております。

○松原委員 そのときには、例えば措置決定の場にもその人たちがいるという前提ですね。

○小林子供・子育て計画担当課長 どのタイミングで引き合わせをし、また、それをどのような形で行っていくのかということも今後議論が本当に必要なところかと思えますけれども、基本的には意見表明等支援員が必要だと判断されたといえますか、議論された場面においては、その方たちがいらっしゃるという形が理想かと思っております。

○松原委員 ここから先は意見です。

そのようなシステムをつくるのは相当苦労が要るかなと思いますし、特に現場の理解がないと、まさに脅威としかならないかなと思います。

もう一つは、子供が選択できるということが非常に大切だと思うのですね。一つの制度を子供自身に押しつけてしまうというのはまさに子供の最善の利益に反すると思うので、意見表明等支援員がないから駄目でしたとか、その人とそりが合わなかったのと言いたいことを言えなかったというのは駄目なので、色々な子供がいるわけですよね。近しい人に言いたいとか、言いたくないとか、そのような人たちを子供が選択できて、例えば措置決定のときにその人が支援員の機能を果たせるようなシステムをつくっておかないと、そこに支援員が参加していないということだけで物事が左右されてしまうのはまずいと思います。

これは私の意見です。

○磯谷部会長 では、事務局からどうぞ。

○小林子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

今日はまだそこまで、制度の詳細について議論するという事まで考えてはいなかったのですけれども、私どものほうでもその先々を考えるに当たって、必ず1回は会っていただく形にするほうがよいのか、選べるようにしたほうがよいのかだとか、そういったことについても仕組みを検討していくに当たっては非常に重要で、そこもいずれ御意見をいただきたいと思っていたところでございます。

どうもありがとうございました。

○磯谷部会長 では、柏女委員お願いします。

○柏女委員 今、小林子供・子育て計画担当課長がおっしゃっていただいたことはまさにそう思っております、ここの中でこれまでの意見を伺うと、専門部会における検討の方向性についてはほぼ委員のこの方向でということはあるのだろうと思うのです。

その上で、この後にまだやらなければいけない論点がいっぱいあるわけで、その論点を少し整理して、そしてこのような方向も考える、このような方向も考える。いわば案1、案2みたいなものになると思うのですけれども、例えば措置と契約における意見表明の性格がどう違うのか。これは少し事務局で整理してもらわないとならないと思います。あとは、ここに措置決定と書いてありますが、この措置決定の範囲ですね。それは一時保護も含むのか、あるいは施設からの措置を解除する場合も含めるのか。どの分野を含んだらよいのかということは出しておく必要があるだろうと思います。

あとは、どのような形式で支援員が入っていくのか。いわば参画の形態の意見も出ていたと思いますし、それが参画の形態として会議にまで出るのかどうかとか、そのような話も出ていました。

それから、もう一つは子供そのものが参加するという事についてどう考えるかということで、本人がその会議に参加するという事についてどこまでできるか、どう考えるかというようなことも必要だし、あとは専門職ですね。専門職というのは児童福祉司とか、心理職とか、そういう人との関係をどう考えるのかということですね。先ほど、児童福祉司が意見表明支援員の意見を聞いて考え直すというようなやり方もあるでしょうし、それ以外のやり方もあると思いますので、そうしたことです。

これは一つの例にすぎませんが、そうした色々な論点も挙げていただいた上で、

整理して出していただいたほうが議論が前に進むかなと思いましたので、少しそこは磯谷部会長とも御相談していただきながら進めていただけるとよいかと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 柏女委員に今まとめていただいたと思いますけれども、やはり今日のこの資料だけではなかなか具体的なところまでは詰まっていない。それは当然なのですけれども、やはり誰が意見表明等支援を行うのか。先ほど川瀬委員からたしか民間のというか、民間のと言ったら少し違いますね。一般の方にトレーニングをしてというお話がありました。また、専門職というお話もあったりします。それ以外にも、柏女委員がおっしゃったような色々な具体的な在り方についての論点を提示していただいて議論すると、一層深まるかなというように私も感じました。

では、一番後ろから手を挙げていらっしゃるね。どうぞ。

○影山児童相談専門員 申し訳ありません。影山です。

今色々御意見をいただいて、2つだけ分からないところがあって、今回子供のヒアリングを幼児も含めて行っていただいたのですけれども、実際に児童相談所の現場ですと乳児院だとか、いわゆる乳児を対象に措置決定する場面は当然あるわけで、この辺りのところの下限をどのように考えていくのか、あるいはもう下限は設けなくて聞くのは聞くのだよというように行うのか。

だが、実際に0歳の子供に聞くとしても、ではそこは誰がどのように聞くのか。いわゆる養育者である乳児院職員の方が聞くとか、そのような方法も一つはあるのかもしれない。そのこのところが1つ目と、もう一つはいわゆる少年審判で児童自立支援施設、あるいは児童養護施設決定がなされた場合、これはある意味で少年審判の決定を児童相談所長が執行しているわけですが、そうは言っても児童相談所が家庭裁判所の審判に基づいて措置決定するわけですが、これについては家庭裁判所で子供の意見を聞いているとの前提で除外するのか。その辺りのところもある程度整理しておくことが必要なかなと少し考えたので、そこも含めてどこかで御検討いただければと考えます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

おそらく、やはり理想論と、それから具体的にどのくらい人を確保できるのかという問題、しかも特に一気に、ばっと人を確保というのは現実的にも無理だと思うので、その辺りも踏まえてどのような議論になるかですね。

ありがとうございます。では、事務局としては次回までに柏女委員がまとめてくださっ

たような論点を少し詰めて、それでまた御提案いただいて次回議論すると、そのような流れでよろしいですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 では、本日お示ししました全体的な方向性につきましては、この方向でということで御了解いただいたと思いますので、それを踏まえまして詳細な実施方法のイメージですとか、そういったものについて案を出させていただきたいと思います。それを基に、また御議論をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○磯谷部会長 基本的には、このような大きな意味での枠組みはよろしかったですか。

皆様うなずいていただいているので、ではそのようなことで理解をいたしました。どうもありがとうございます。

あとは、報告事項として事務局からございますね。お願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 では、報告事項を手短に申し上げます。

まず資料7でございますけれども、既にメール等でも御報告させていただいておりますが、前回御審議いただきました緊急提言につきましては御審議いただいた内容で決定いたしまして、8月22日に磯谷部会長より提言をいただいているところでございます。まず1点、その御報告でございます。

続きまして、資料8は次回のスケジュールになっております。次回の第5回が10月となっております、もう一回、論点別の方向性について御議論いただく予定ですので、今日の御意見を踏まえまして次回の資料を用意していきたいと思っております。

次回は10月13日木曜日を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○磯谷部会長 承知いたしました。ありがとうございます。

あとは事務局、大丈夫でしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 はい、以上でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど今後の予定についてもお話しいただいたかと思っておりますので、今日はこれで閉めたいと思います。置いていっていただくものについては。

○小林子供・子育て計画担当課長 置いていっていただくものが、事務的に次回の出欠票を置いておりますので、もし本日お分かりになる方はお手数ですが、御記入の上、置いていただければと思います。よろしく願いいたします。

○磯谷部会長 ありがとうございました。

では、そちらをすみませんが、置いていっていただければと思います。

それでは、本日の第4回の専門部会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。
ました。

午後8時34分

閉 会